

第27回 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成17年2月24日(木)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第27回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

報告第80号	新市の行政組織及び公共施設の名称について・・・・・・・・・・	P 1
報告第81号	公共的団体等の調整状況について・・・・・・・・・・	P 3
報告第82号	新市における特別職及び一般職の職員の旅費について・・・・・・・・	P 10

調整結果報告事項

《修正分》

調整結果報告第27号	高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25-12）について（その2）・・	P 13
調整結果報告第19号	補助金・交付金等の取扱い（協定項目17）について・・・・・・・・	P 17

《新規分》

調整結果報告第38号	一般職の職員の身分の取扱い（協定項目10）について・・・・・・・・	P 20
調整結果報告第39号	上水道事業の取扱い（協定項目25-24）について・・・・・・・・	P 29

その他

条例・規則等の整備状況について・・・・・・・・・・	P 41
過疎地域とみなされる市町村の指定について・・・・・・・・	P 43

第 2 7 回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成 1 7 年 2 月 2 4 日(木)
午前 9 時 3 0 分～
場 所：石巻ルネッサンス館
1 階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 8 0 号 新市の行政組織及び公共施設の名称について
報告第 8 1 号 公共的団体等の調整状況について
報告第 8 2 号 新市における特別職及び一般職の職員の旅費について

(2) 調整結果報告事項

《修正分》

調整結果報告第 27 号 高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12）について（その 2）
調整結果報告第 19 号 補助金・交付金等の取扱い（協定項目 17）について

《新規分》

調整結果報告第 38 号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目 10）について
調整結果報告第 39 号 上水道事業の取扱い（協定項目 25-24）について

(3) その他

条例・規則等の整備状況について
過疎地域とみなされる市町村の指定について
第 2 8 回 石巻地域合併協議会の日程について
平成 1 7 年 3 月 1 4 日（月）午前 9 時 3 0 分～ 石巻ルネッサンス館

5 そ の 他

6 閉 会

報告第 8 0 号

新市の行政組織及び公共施設の名称について

新市の行政組織及び公共施設の名称について，別冊のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

報告第 8 1 号

公共的団体等の調整状況について

公共的団体等の調整状況について，別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	16	協定項目の名称	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等の取扱い(社会福祉協議会を除く。)については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整する。</p> <p>(1) 1市6町のなかで共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編するよう調整に努める。</p> <p>なお、統合又は再編に時間を要する団体は、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p>		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
総務関係	消 防	石巻市婦人防火クラブ連絡協議会	河北町婦人防火クラブ	雄勝町婦人防火クラブ	河南町婦人防火クラブ連絡協議会
		石巻公仁会	河北町消防後援隊	雄勝町消防団後援会連合会	河南町消防団後援会
	総 務	石巻市自衛隊父母会	河北町自衛隊父母会	雄勝町自衛隊父兄会	河南町自衛隊父兄会
		石巻市町内会連合会			
		石巻市渡波地区区長行政衛生連合会	河北町行政区長会	雄勝町区長会	河南町行政連絡区長会
		稲井地区区長会 荻浜地区行政委員連合会 石巻市蛇田地区行政委員区長会			
				雄勝町地区会長会連合会	
	交 通 防 犯	石巻市交通安全母の会連合会	河北町交通安全母の会	雄勝町交通安全母の会	河南町交通安全母の会
		石巻市防犯協会	河北町防犯協会	雄勝町防犯協会	河南町防犯協会
		石巻市交通安全都市推進協議会	河北町交通安全対策協議会	雄勝町交通安全対策協議会	河南町交通安全協会河南支部
選 挙	石巻市明るい選挙推進協議会	河北町明るい選挙推進協議会	雄勝町明るい選挙推進協議会	河南町明るい選挙推進協議会	
財務関係	税 務	石巻市納税貯蓄組合連合会	河北町納税貯蓄組合連合会	雄勝町納税貯蓄組合連合会	河南町納税貯蓄組合連合会
企 画 関 係	企 画	すばらしい石巻を創る協議会	すばしいかほくを創る協議会	すばしいおがつを創る協議会	すばしいかなんを創る協議会
		石巻市国際交流協会			河南町国際交流協会
		まちづくり市民会議			
		石巻市統計協会	河北町統計調査員協議会	雄勝町統計調査員連絡協議会	
		マンガを活かしたまちづくり推進協議会			
		「萬画の国・いしのまき」推進委員会			
		向陽地区コミュニティ推進協議会 小竹地区コミュニティ推進協議会		雄勝町地区コミュニティ推進協議会	和洲地区コミュニティ推進協議会
生 活 環 境 関 係	環 境 衛 生	石巻市公衆衛生団体連合会	河北町保健衛生連合会	雄勝町連合自治衛生会	河南町衛生組合連合会
		石巻市環境美化推進協議会			
		石巻市航空機騒音対策連絡協議会			
保 健 福 祉 関 係	福 祉	宮城県連合遺族会石巻市支部	河北町遺族会	雄勝町遺族会	河南町遺族会
		石巻市民生委員児童委員協議会	河北町民生委員協議会	雄勝町民生委員協議会	河南町民生委員協議会
		石巻市母子寡婦福祉連合会	河北町母子福祉会	雄勝町母子福祉会	河南町母子福祉会
		宮城県傷痍軍人会石巻市支部	傷痍軍人会河北町分会	雄勝町傷痍軍人会	傷い軍人会河南町分会
		社会を明るくする運動実施委員会	社会を明るくする運動実施委員会		社会を明るくする運動実施委員会
		石巻市ボランティア連絡協議会	河北町ボランティア友の会	雄勝町ボランティア友の会	河南町ボランティア友の会
		石巻市身体障害者福祉協会	河北町身体障害者福祉協会	雄勝町身体障害者福祉協会	河南町身体障害者福祉協会
		石巻市老人クラブ連合会	河北町老人クラブ連合会	雄勝町老人クラブ連合会	河南町老人クラブ連合会
		石巻市精神障害者家族会(さくら会)			
				雄勝町傷痍軍人会同妻の会	
		石巻地区保護司会	桃生地区保護司会	桃生地区保護司会	桃生地区保護司会
		石巻市更生保護協会			
		石巻地区更生保護女性会	桃生北区更正保護女性会	桃生北区更生保護女性会	桃生南区更生保護女性会
		日本赤十字社宮城県支部石巻市地区	日本赤十字社宮城県支部石巻地区河北町分区	日本赤十字社宮城県支部石巻地区雄勝町分区	日本赤十字社宮城県支部石巻地区河南町分区

協定項目に関する具体的調整内容

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
(2) 各市町独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。			

現況			現在の調整状況
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町婦人防火クラブ	北上町防火クラブ	新山婦人防火クラブ	現行のとおり
桃生町消防後援会		牡鹿町消防後援会	現行のとおり
桃生町自衛隊父兄会	北上町自衛隊父兄会	牡鹿町自衛隊父兄会	現行のとおり
			現行のとおり
桃生町行政連絡区長会	北上町行政区長会	牡鹿町行政区長連絡協議会	現行のとおり
			現行のとおり
桃生町交通安全母の会	北上町交通安全母の会	牡鹿町交通安全母の会	現行のとおり
桃生町防犯協会	北上町防犯協会	牡鹿町防犯協会	合併時に統合する。 1市6町に支部を組織し、総括する本部を置く。 【統合後の団体名】 石巻市防犯協会連合会
桃生町交通安全連絡協議会	北上町交通安全対策協議会	牡鹿町交通安全推進協議会	合併時に統合する。 1市6町に支部を組織し、総括する本部を置く。 【統合後の団体名】 石巻市交通安全都市推進協議会
桃生町明るい選挙推進協議会	北上町明るい選挙推進協議会	牡鹿町明るい選挙推進協議会	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において統合について検討する。
桃生町納税貯蓄組合連合会	北上町納税貯蓄組合連合会	牡鹿町納税貯蓄組合連合会	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
すばらしい桃生を創る会	すばらしいきたかみを創る協議会	すばらしい牡鹿を創る協議会	本庁並びに総合支所単位に支部を置き、連合組織として統合する予定。
桃生町国際交流協会	にっこり国際交流友の会		合併時は現行のとおり組織を運営し、合併後、速やかに統合できるように努める。
			合併時まで廃止
			合併時に統合する予定。
			現行のとおり
		網地島地区コミュニティ推進協議会	現行のとおり
			現行のとおり
桃生町公衆衛生組合連合会	北上町公衆衛生組合連合会	牡鹿町公衆衛生組合連合会	現行のとおり組織を運営し、合併後3年以内に調整する。
			現行のとおり
			現行のとおり
桃生町遺族会	北上町遺族会	牡鹿町遺族会	合併時は現行のとおりとする。 今後、社会福祉協議会に組織の一本化を要請する予定。
桃生町民生委員協議会	北上町民生児童委員協議会	牡鹿町民生委員児童委員協議会	
桃生町母子福祉会	北上町母子福祉協会	牡鹿町母子福祉会	
桃生町傷痍軍人会	北上町傷痍軍人会	宮城県傷痍軍人会牡鹿分会	
	社会を明るくする運動実施委員会		
	北上町ボランティア友の会		
桃生町身体障害者福祉協会	北上町身体障害者福祉協会	牡鹿町身体障害者福祉協会	合併後に統合し、総合支所単位に支部を置く方向で調整予定。
桃生町老人クラブ連合会	北上町老人クラブ連合会	牡鹿町老人クラブ連合会	
		牡鹿町精神障害者家族会	現行のとおり
			現行のとおり
桃生地区保護司会	桃生地区保護司会	石巻地区保護司会	合併時に統合する方向で協議中
			現行のとおり
桃生北区更生保護女性会	桃生北区更生保護女性会	石巻地区更生保護女性会	現行のとおり
日本赤十字社宮城県支部 石巻地区桃生町分区	日本赤十字社宮城県支部 石巻地区北上町分区	日本赤十字社宮城県支部 石巻地区牡鹿町分区	合併時に統合する。 【統合後の団体名】 日本赤十字社宮城県支部石巻市地区

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	16	協定項目の名称	公共的団体等の取扱い
---------	----	---------	------------

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
保健福祉関係	福祉	手をつなぐ親の会	河北町手をつなぐ親の会	雄勝町手をつなぐ親の会	河南町手をつなぐ親の会
			旧軍人軍属恩給欠格者全国連盟宮城県連合会河北支部		
		石巻市やわらぎの会			
	保健医療	石巻市食生活改善推進委員会		雄勝町食生活改善推進協議会	
		石巻市献血推進協議会	河北町献血推進協議会	雄勝町献血推進協議会	河南町献血推進協議会
				雄勝町健康づくり推進協議会	河南町健康づくり推進協議会
		石巻市医師会	桃生郡医師会	桃生郡医師会	桃生郡医師会
石巻歯科医師会	石巻歯科医師会	石巻歯科医師会	石巻歯科医師会		
建設関係	建設	石巻市河川愛護連合会	河北町河川愛護会	雄勝町味噌作地区河川愛護会	河南町道路愛護会
			河北町道路愛護会	雄勝地区道路愛護連合会	
産業関係	商工観光	石巻商工会議所			
		稲井商工会	河北町商工会	雄勝町商工会	河南町商工会
		石巻観光協会	河北町観光協会	雄勝町観光協会	河南町観光協会
		石巻市シルバー人材センター			河南町シルバー人材センター
			河北町物産開発振興協議会		
	農林水産	石巻市農業者年金加入者協議会	河北町農業者年金加入者協議会		河南町農業者年金加入者協議会
		石巻市認定農業者連絡協議会	河北町認定農業者連絡協議会		河南町認定農業者連絡協議会
			河北町緑化推進委員会	雄勝町緑化推進委員会	河南町緑化推進委員会
		石巻市病虫害防除協議会			河南町病虫害防除協議会
			河北町農業振興協議会		河南町農政対策協議会
		石巻市農業生産基盤整備推進協議会			河南町農業生産基盤整備推進協議会
			河北町ほ場整備事業推進協議会		
		いしのまき農業協同組合			
		石巻地区森林組合			石巻地方農業共済組合
		石巻市森林整備推進協議会			
					河南町農作物有害鳥獣対策協議会
				河南町農業研究団体活動連絡協議会	
	石巻市稲井土地改良区 石巻市蛇田土地改良区	北上川沿岸土地改良区 桃生郡河北町二俣土地改良区		河南矢本土改良区	
	石巻市東部漁業協同組合 石巻地区漁業協同組合 石巻湾漁業協同組合	河北町漁業協同組合	雄勝町東部漁業協同組合 雄勝町雄勝湾漁業協同組合		

協定項目に関する具体的調整内容

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
現 況			現在の調整状況
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町手をつなぐ親の会	北上町手をつなぐ親の会	牡鹿町手をつなぐ親の会	合併時に統合する方向で調整中
		牡鹿町職親会	現行のとおり
			現行のとおり
			現行のとおり
桃生町食生活改善推進委員会	北上町食生活改善推進委員会	牡鹿町食生活改善推進委員会	合併時は現行のとおりとし、平成17年度中の統合に向け調整中
桃生町献血推進協議会			
桃生町健康づくり推進協議会	北上町健康推進委員会	牡鹿町健康づくり推進協議会	新市において、母子保健連絡協議会と統合し、一つの健康づくり推進協議会を設置する。
桃生郡医師会	桃生郡医師会	石巻市医師会	現行のとおり
石巻歯科医師会	石巻歯科医師会	石巻歯科医師会	現行のとおり
桃生町河川愛護団体連合会	北上町河川愛護団体連絡協議会	牡鹿町十八成地区河川愛護会	現行のとおり新市に引継ぎ、河川愛護会が一本化するよう努める。
桃生町道路愛護連合会	北上町道路愛護連合会	牡鹿町道路愛護連合会	現行のとおり新市に引継ぎ、道路愛護会が一本化するよう努める。
		牡鹿町下水道事業推進協議会	合併時に廃止
			現行のとおり
桃生町商工会	北上町商工会	牡鹿町商工会	1 稲井商工会と牡鹿町商工会は定款変更方式により合併する。牡鹿に本所を置き、石巻に支所を置く。 2 河南町商工会と桃生町商工会は新設合併方式により合併する。河南に本所を置き、桃生に支所を置く。 3 河北町商工会、北上町商工会、雄勝町商工会は、定款変更方式により合併する。河北に本所を置き、北上及び雄勝に支所を置く。
桃生町物産観光協会	北上町観光協会	牡鹿町観光協会	合併時に統合する予定で合併協議会を設立し協議中。
			社団法人河南町シルバー人材センターは、現在の社団法人石巻市シルバー人材センターに統合合併する。本所は石巻に置き、河南に支所を置く。(平成17年中に河北にも支所を置く予定。)
			現行のとおり
桃生町農業者年金加入者協議会	北上町農業者年金加入者協議会		各市町農業委員会会長会議において、現協議会においては平成16年度末で廃止することとし、平成17年度中に新たに設立することで申し合わせ済み
桃生町認定農業者連絡協議会	北上町認定農業者連絡協議会	牡鹿町認定農業者連絡協議会	合併時は現行のとおりとし、合併後、関係機関と協議して、協議会の再編等を行う。
桃生町緑化推進委員会	北上町緑化推進委員会	牡鹿町緑化推進委員会	合併時まで廃止
桃生町病害虫共同防除実践本部	北上町病害虫防除協議会		合併時は現行のとおりとし、合併後、新市において設置する「石巻市農業振興協議会」に統合する予定。
桃生町農業振興協議会			
	北上町ほ場整備事業推進協議会		
桃生町6期・7期・8期地区アグリセンター			
倉埤地域活性化委員会			現行のとおり
			合併時に廃止
			合併時に廃止
			合併時に廃止
		鮎川森林組合	平成17年3月に解散
桃生郡北方土地改良区			桃生郡河北町二俣土地改良区、桃生郡北方土地改良区については早期合併に向け協議中。その他の土地改良区については現行のとおり
	北上町十三浜漁業共同組合	牡鹿漁業協同組合 網地島漁業協同組合 表浜漁業協同組合 谷川漁業協同組合 牡鹿町泊浜漁業協同組合 鮫浦漁業協同組合 前網漁業協同組合 牡鹿町寄磯漁業協同組合	合併時は現行のとおり組織を運営する。宮城県では、北部・中部・南部の3自立漁協を推進しており、中部地区においては、平成19年度までに漁協合併の推進を図っている。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	16	協定項目の名称	公共的団体等の取扱い
---------	----	---------	------------

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
産業関係	農林水産		北上追波漁業協同組合		
		北上川水系さけ・ます増殖協会	追波川水系さけ・ます増殖協会	追波川水系さけ・ます増殖協会	北上川水系さけ・ます増殖協会
教育関係	社会教育	石巻市文化協会	河北町文化協会	雄勝町文化協会	河南町文化協会
		石巻市子ども会育成会連絡協議会	河北町子ども会育成連合会	雄勝町子供会育成連絡協議会	河南町子ども会育成連合会
		石巻市地域婦人団体連絡協議会	飯野川婦人会, 二俣婦人会	雄勝町連合婦人会	河南町婦人会連絡協議会
		石巻市青少年健全育成市民会議	河北町小中学校区健全育成協議会	雄勝町青少年問題協議会	河南町青少年問題
		石巻市父母教師会連合会	河北町父母教師会連絡教師会	雄勝町父母教師会連合会	河南町父母教師会連絡協議会
				河南町連合青年団	
	振興	体育	石巻市体育協会	河北町体育協会	雄勝町体育協会
石巻市スポーツ少年団			河北町スポーツ少年団	雄勝町スポーツ少年団	河南町スポーツ少年団

協定項目に関する具体的調整内容

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
況			現在の調整状況
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
			内水面漁協のため、漁協合併には含まず、現行のとおり組織を運営する。
北上川水系さけ・ます増殖協会	追波川水系さけます増殖協会	鮫浦湾鮭鱒増殖協会	現行のとおり
		牡鹿町水産公社	合併時は現行のとおり組織を運営する。 現在合併後の組織のあり方を検討中
桃生町文化協会	北上町文化協会	牡鹿町芸術文化協会	合併時は現行のとおり組織を運営する。 合併後、組織の改編について調整に努める
桃生町子ども会育成連合会	北上町子ども会育成連合会	牡鹿町子ども会育成連合会	
桃生町婦人会		牡鹿町婦人会連絡協議会	
地域ぐるみ青少年健全育成協議会		青少年健全育成町民会議	
桃生町父母教師会連合会	北上町連合父母教師会	牡鹿町父母教師会連絡教師会	
寺崎青年会			
桃生町体育協会	北上町体育協会	牡鹿町体育協会	合併時は現行のとおり組織を運営する。 平成17年度中に統合の予定。
桃生町スポーツ少年団	北上町スポーツ少年団	牡鹿町スポーツ少年団	

報告第 8 2 号

新市における特別職及び一般職の職員の旅費について

新市における特別職及び一般職の職員の旅費について、石巻市の例により別紙のとおり調整したので報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

特別職及び一般職の職員の旅費額

項 目		新 市		
車賃（すべての職）		37円		
日当（1日につき）		全日当	半日当	
常勤・三役等	市長	3,300円	1,650円	
	助役・収入役	3,000円	1,500円	
	教育長			
議会	議長	3,300円	1,650円	
	副議長	3,000円	1,500円	
	議員			
特別職	監査委員	3,000円	1,500円	
	条例規定の特別職			
一般職	行政職4級以上	2,600円	1,300円	
	行政職3級以下	2,200円	1,100円	
（備考）		県 内 （広域圏除く）	宿泊	全日当
			日帰り	半日当 （日額報酬委員は 全日当）
		広域圏内	宿泊	半日当
			日帰り	無支給
		県 外	宿泊	全日当
			日帰り	
宿泊料(1夜につき)		甲地方	乙地方	広域圏内
常勤・三役等	市長	16,500円	14,900円	11,920円
	助役・収入役	14,800円	13,300円	10,640円
	教育長			
議会	議長	16,500円	14,900円	11,920円
	副議長	14,800円	13,300円	10,640円
	議員			
特別職	監査委員	14,800円	13,300円	10,640円
	条例規定の特別職			
一般職	行政職4級以上	13,100円	11,800円	9,440円
	行政職3級以下			

調整結果報告第 27 号

高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12）について（その 2）

高齢者福祉事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり修正したので報告する。

平成 17 年 2 月 24 日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
調整方針	<p>(1) 老人保健福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。 なお、審議会、推進委員会等の組織については、一本化する。</p> <p>(2) 長寿社会対策基金については、合併時に持ち寄り、一本化することとし、充当事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(3) ねたきり老人介護者等家族の会補助金については合併時に廃止し、新市において介護予防、地域 支え合い事業等により支援していく。</p> <p>(4) 高齢者相談（訪問）については、他の代替施策への転換を図ることとし、合併時までに調 整する。</p> <p>(5) 介護予防・地域支え合い事業（自立支援ホームヘルプサービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、給食 サービス、配食サービス、訪問理美容サービス及び在宅高齢者等移動支援）については、新市におい ても継続して実施することとし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>(6) バリアフリー住宅普及促進事業については、県の基準に統一したうえで継続実施することとし、詳細 は合併時までに調整する。</p> <p>(7) 高齢者等住宅整備資金貸付については、現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、新規貸付は実 施せず、廃止の方向で新市において調整する。</p>		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(14) 老人 クラブの 助成に関 すること (連合会・ 単位クラ ブ)	加入者 4,082人	1,863人	500人	1,583人
連合会助 成内容	定額 172,800円 人数割 加入者一人 当たり60円 h15予算額425,000円	定額 687,000円 (ペタンク購入分含む)	定額 236,000円	定額 462,000円
単位クラ ブ数	99クラブ	34クラブ	8クラブ	35クラブ
単位クラ ブ助成内 容	会員35名以上 年額41,400円(73クラブ) 会員35名未満 年額32,400円(26クラブ) 半島は適用外	年額54,000円	年額46,560円	会員50名以上 30,000円 + 500円 × 会員数 (16クラブ) 会員50名未満 25,000円 + 500円 × 会員数 (18クラブ)
事務局	石巻市社会福祉協議会	河北町社会福祉協議会	雄勝町	河南町社会福祉協議会

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
<p>(8) デイサービス事業(生きがいミニ)については、各地域の特色を活かしながら、また、ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については、制度を一本化し、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>(9) 老人クラブ(連合会・単位クラブ)の助成については、新市においても継続して実施する。 なお、補助金の算定基準については統一することとし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>(10) 敬老祝金については、77歳、88歳者に限定し一律10,000円支給とし、記念品及び弔慰金は廃止する。 なお、100歳者の特別敬老祝金については、合併時までに調整する。敬老会事業については、全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け、地域の敬老会については、地域の独自性及び自主性を活かした内容とし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>(11) 生活福祉センター、地域福祉センター、老人福祉センター、憩いの家、ふれあいセンター等の高齢福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>(12) 老人の生きがいと創造の事業及び老人スポーツ大会については、新市においても継続して実施する。 ゲートボール広場の整備補助については、合併時に廃止し、新市の介護予防及び生きがい対策の推進のなかで新たな制度を検討する。</p> <p>(13) 老人ホーム入所判定委員会については、新市において一本化したうえで継続して設置する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
968人	587人	345人	<p>新市においても継続して実施する。なお、補助金の算定基準については統一することとし、詳細は合併時までに調整する。</p> <p>(具体的調整結果)</p> <p>【修正前】 連合会助成については、前年度の合計額を基本とする。単位クラブ助成については、35名以上50,000円、35名未満34,000円とする。</p> <p>【修正後】 連合会助成については、前年度の合計額を基本とする。単位クラブ助成については、100名以上70,000円、70名以上100名未満60,000円、35名以上70名未満50,000円、35名未満34,000円とする。</p>
定額 350,000円	定額 194,000円 人数割 加入者一人 当たり70円 h15予算額238,000円	定額 291,000円	
16クラブ	12クラブ	13クラブ	
年額50,000円	年額46,560円	年額43,000円 小規模クラブ(25名以下)は年額36,000円	
桃生町社会福祉協議会	北上町社会福祉協議会	牡鹿町社会福祉協議会	

調整結果報告第 19 号

補助金・交付金等の取扱い（協定項目 17）について

補助金・交付金等の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり修正したので報告する。

平成 17 年 2 月 24 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	17	協定項目の名称	補助金・交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金,交付金等については,従来からの経緯,実情等に配慮するとともに,その目的,効果等を総合的に勘案し,合併後に速やかに統一又は再編する。統一又は再編に向けた基本的な方向は,次のとおりとする。</p> <p>(1) 各市町で同一又は同種の補助金,交付金等については,関係団体等の理解と協力を得て,統一又は再編する方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自の補助金,交付金等については,従来からの経緯,実情等を踏まえ,新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金,交付金等については,統合又は廃止する方向で調整する。</p>		

番号	項 目		現													
	補助金名	区 分	石 巻 市			河 北 町			雄 勝 町			河 南 町				
(高齢者・障害者分野)																
104	老人クラブ活動補助	補助内容等	老人クラブ活動費補助			老人クラブ活動費補助			老人クラブ活動費補助			老人クラブ活動費補助				
		補助率	定額			定額			定額			定額				
		h15補助対象見込	3,519			2,040			372			1,728				
		h15補助決算見込	3,229			2,040			372			1,728				
		国県	その他	一財	2,153		1,076	1,360		680	248		124	1,152		576
		支出根拠	老人福祉法			毎年度予算			交付要綱			老人福祉法				

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会
(4) 個別の補助金、交付金等の調整の類型は概ね次のとおりとする。 現行のとおり新市に引き継ぐ。 新市において段階的に統一する。 当面は現行のとおりとし、新市において調整する。 対象を新市全域に広げ実施する。 合併時まで調整する(調整に努める。) 合併時(まで)に廃止する。			

単位：千円

況									調整の 具体的内容	コ ー ド	調整 類型
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町									
老人クラブ活動費補助	老人クラブ活動費補助	老人クラブ活動費補助							新市においても継続実施する。補助金の算定基準については統一することとし、詳細は合併時まで調整する。 具体的調整結果 【修正前】 単位クラブ助成については、35名以上50,000円、35名未満34,000円とする。 【修正後】 単位クラブ助成については、100名以上70,000円、70名以上100名未満 60,000円、35名以上70名未満 50,000円、35名未満34,000円とする。 【再掲(協定項目25-12)】	50	合併時まで調整する(調整に努める)
定額	定額	定額									
800	559	474									
800	559	474									
469	372	258	331	187	216						
老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法									

調整結果報告第 38 号

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目 10）について

一般職の職員の身分の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 24 日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目 10）

【調整方針】

- (1) 1市6町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職名及び職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
- (4) 職員の給与については、新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。
なお、現職員については現給を保障する。

【調整方針(3),(4)に係る具体的調整結果】

職名及び職務については、石巻市の例により別表のとおり統一を図ることとする。

総合支所に新たに「総合支所長（部長級）」及び「総合支所次長（次長級）」を設置するものとし、グループ制の導入により、「係長」及び「班長」は廃止する。

職階については、「部長級」、「次長級」、「課長級」、「課長補佐級」、「主査級」、「主任級」及び「主事級」の7階層とする。

なお、給料表については石巻市の例によるものとし、平成17年4月1日の給料の決定にあつては、各団体での職、経験年数等を基本に石巻市の級別職務分類に基づき、現給を保障するものとする。

合併時における給料格差については、人事異動等も考慮し新市において調整を図るものとする。

新 市 の 給 料 表 毎 の 級 別 職 名

行政職給料表適用者

級	職階	職名一覧
9・10級	部長級	部長，総合支所長，市立病院事務部門事務長，議会事務局長 理事
8・9級	次長級	次長，教育次長，工事検査室長，社会福祉事務所長，総合支所次長 地域医療連携室長，医療福祉相談室長，健診センター所長，市立病院事務部 門事務次長 事務局長(選挙管理委員会事務局，監査委員事務局，農業委員会事務局) 参事，技術参事
8級	課長級	課長，室長，支所長，工事検査監，夜間急患センター事務長 雄勝病院事務部門事務長，牡鹿病院事務部門事務長 教育委員会の各事務所長，図書館長，中央公民館長，河北公民館長，雄勝公 民館長，河南公民館長，桃生公民館長，北上公民館長，牡鹿公民館長，文化 センター館長，河北総合センター館長，遊楽館長 議会事務局次長 副参事，技術副参事
7級	課長補佐級	課長補佐，技術課長補佐，室長補佐，技術室長補佐，支所長補佐，館長，所 長，健診センター副所長，教育委員会の各事務所長補佐，中央公民館副館 長，河北公民館副館長，雄勝公民館副館長，河南公民館副館長，桃生公民館 副館長，北上公民館副館長，牡鹿公民館副館長，文化センター副館長，河北 総合センター副館長，遊楽館副館長 主幹，技術主幹
6級	課長補佐級	課長補佐，技術課長補佐，室長補佐，技術室長補佐，支所長補佐，館長，所 長，健診センター副所長，教育委員会の各事務所長補佐，中央公民館副館 長，河北公民館副館長，雄勝公民館副館長，河南公民館副館長，桃生公民館 副館長，北上公民館副館長，牡鹿公民館副館長，文化センター副館長，河北 総合センター副館長，遊楽館副館長 主幹，技術主幹
5級	主査級	副所長，副館長 主査，技術主査 査察指導員
4級	主査級	副所長，副館長 主査，技術主査 査察指導員
	主任級	主任主事，主任技師，主任保健師，主任保育士，主任栄養士，主任歯科衛生 士，主任看護師
3級	主事級	主事，技師，保健師，保育士，看護師，栄養士，歯科衛生士
2級	主事級	主事，技師，保健師，保育士，看護師，栄養士，歯科衛生士
1級	主事級	主事，技師，保健師，保育士，看護師，栄養士，歯科衛生士

医療職 給料表適用者

級	職階	職名一覧
5級	部長級	局長, 市立病院長
4級	部長級	雄勝・牡鹿病院の病院長 市立病院副病院長
	次長級	雄勝・牡鹿病院の副病院長 診療所長
3級	次長級	診療所長 診療部門長, 医療技術部門長 市立病院の診療各科の部長 雄勝・牡鹿病院の内科部長, 外科部長, 歯科部長 夜間急患センター所長
2級	課長級	市立病院の診療各科の副部長 雄勝・牡鹿病院の診療各科の部長(内科部長, 外科部長, 歯科部長を除く。)
1級	課長補佐級	医員, 雄勝・牡鹿病院の診療各科の副部長

医療職 給料表適用者

級	職階	職名一覧
8級	次長級	薬剤科部長
7級	次長級	薬剤科部長
	課長級	雄勝・牡鹿病院の薬剤科部長
6級	課長級	薬剤科副部長, 室長, 技師長 雄勝・牡鹿病院の薬剤科部長, 雄勝・牡鹿病院の放射線科部長, 雄勝・牡鹿病院の臨床検査科部長
5級	課長級	薬剤科副部長, 室長, 技師長 雄勝・牡鹿病院の放射線科部長, 雄勝・牡鹿病院の臨床検査科部長
	課長補佐級	副技師長
4級	課長補佐級	技術主幹, 主任薬剤師, 副技師長
	主査級	主任栄養士, 主任診療放射線技師, 主任臨床検査技師, 主任臨床工学技士, 主任理学療法士, 主任作業療法士, 主任視能訓練士, 主任歯科衛生士, 主任 歯科技工士
3級	主査級	主任栄養士, 主任診療放射線技師, 主任臨床検査技師, 主任臨床工学技士, 主任理学療法士, 主任作業療法士, 主任視能訓練士, 主任歯科衛生士, 主任 歯科技工士 薬剤師
2級	主事級	薬剤師 栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士, 理学療法士, 作業 療法士, 視能訓練士, 歯科技工士, 歯科衛生士
1級	主事級	栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士, 理学療法士, 作業 療法士, 視能訓練士, 歯科衛生士, 歯科技工士 診療放射線技師補, 臨床検査技師補, 臨床工学技士補, 理学療法士補, 作業 療法士補, 視能訓練士補, 歯科衛生士補, 歯科技工士補

医療職 給料表適用者

級	職階	職名一覧
6級	次長級	看護部長
5級	課長級	副看護部長 雄勝・牡鹿病院の看護科部長
	課長補佐級	看護師長
4級	課長補佐級	看護師長 雄勝・牡鹿病院の看護科副部長
	主査級	副看護師長
3級	主査級	副看護師長
	主事級	助産師，看護師
2級	主事級	助産師，看護師 准看護師
1級	主事級	准看護師

幼稚園職給料表適用者

級	職階	職名一覧
8級	課長級	園長
7級	課長補佐級	園長，副園長，主任教諭
6級	課長補佐級	副園長，主任教諭
5級	主査級	教諭(教務)
4級	主査級，主任級	教諭(教務)
3級	主事級	教諭(指導層)
2級	主事級	教諭(中堅層)
1級	主事級	教諭(初任層)

労務職給料表適用者

級	職階	職名一覧
6級	主任級	主任の職務又はこれに相当する業務を行う職務 主任自動車運転手,主任電話交換手,主任機関士,主任監督員,主任ボイラー技士,主任公園技師,主任工手,主任清掃技手,主任印刷員,主任業務員,主任用務員,主任防疫員,主任衛生技手,主任土木技手,主任給食調理員,主任調理員,主任甲板員,主任航海士,主任検査助手,主任歯科技工助手
5級	その他	特に高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務 自動車運転手,電話交換手,機関士,監督員,ボイラー技士,公園技師,工手,清掃技手,印刷員,業務員,用務員,防疫員,衛生技手,土木技手,給食調理員,調理員,甲板員,航海士,検査助手,歯科技工助手
4級	その他	相当高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務 自動車運転手,電話交換手,機関士,監督員,ボイラー技士,公園技師,工手,清掃技手,印刷員,業務員,用務員,防疫員,衛生技手,土木技手,給食調理員,調理員,甲板員,航海士,検査助手,歯科技工助手
3級	その他	相当の技能及び経験を必要とする業務を行う職務 自動車運転手,電話交換手,機関士,監督員,ボイラー技士,公園技師,工手,清掃技手,印刷員,業務員,用務員,防疫員,衛生技手,土木技手,給食調理員,調理員,甲板員,航海士,検査助手,歯科技工助手
2級	その他	相当の技能及び経験を必要とする業務を行う職務 自動車運転手,電話交換手,機関士,監督員,ボイラー技士,公園技師,工手,清掃技手,印刷員,業務員,用務員,防疫員,衛生技手,土木技手,給食調理員,調理員,甲板員,航海士,検査助手,歯科技工助手
1級	その他	定型的な業務を行う職務 自動車運転手,電話交換手,機関士,監督員,ボイラー技士,公園技師,工手,清掃技手,印刷員,業務員,用務員,防疫員,衛生技手,土木技手,給食調理員,調理員,甲板員,航海士,検査助手,歯科技工助手

職 務 一 覧 （ 行 政 職 ）

職 階	職	職 務
部長級	部長・総合支所長	上司の命を受け、部・総合支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	理事	上司の命を受け、市行政の特定重要事項を掌理する。
次長級	次長 総合支所次長	上司の命を受け、部長・総合支所長を補佐し、部長・総合支所長に事故あるときは、その職務を代理する。
	参事	上司の命を受け、重要事項について企画及び立案に参画し、臨時、特命又は専門的事務を掌理する。
	技術参事	上司の命を受け、専門技術に係る重要事項について企画及び立案に参画し、臨時、特命又は専門的事務を掌理する。
課長級	課長 室長	上司の命を受け、課・室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副参事	上司の命を受け、特定事項についての企画及び立案に参画し、臨時、特命又は専門的事務を掌理する。
	技術副参事	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての企画及び立案に参画し、臨時、特命又は専門的事務を掌理する。
課長補佐級	課長補佐 室長補佐	上司の命を受け、課長・室長を補佐し、課長・室長に事故あるときは、その職務を代理する。
	技術課長補佐 技術室長補佐	上司の命を受け、課・室の専門的技術に関し、課長・室長を補佐する。
	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理し、主査等の事務を整理する。
	技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定の事務を掌理し、主査等の事務を整理する。
主査級	主査	上司の命を受け、担当事務を総括整理する。
	技術主査	上司の命を受け、専門的技術に係る担当事務を総括整理する。
主任級	主任主事・主任技師	上司の命を受け、事務・技術を整理する。
主事級	主事・技師	上司の命を受け、事務・技術を掌る。

一般行政職の給料の現況

区 分		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
給料表	行政職給料表	10級制	8級制	8級制	8級制
ラスパイレス指数	平成16年	98.0	90.9	90.3	91.7
初任給	大学卒	2級2号給 (170,700円)	2級2号俸 (170,700円)	2級2号俸 (170,700円)	2級2号俸 (170,700円)
	短大卒	1級5号給 (148,500円)	1級5号俸 (148,500円)	1級5号俸 (148,500円)	1級5号俸 (148,500円)
	高校卒	1級3号給 (138,800円)	1級3号俸 (138,800円)	1級3号俸 (138,800円)	1級3号俸 (138,800円)
職員1人当たりの給料	平均給料月額	342,000円	325,800円	313,400円	307,700円
	平均年齢	41歳11月	42歳9月	41歳1月	39歳10月

区 分		桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
給料表	行政職給料表	8級制	8級制	8級制	
ラスパイレス指数	平成16年	90.1	90.1	88.2	
初任給	大学卒	2級2号俸 (170,700円)	2級2号俸 (170,700円)	2級2号俸 (170,700円)	
	短大卒	1級5号俸 (148,500円)	1級5号俸 (148,500円)	1級5号俸 (148,500円)	
	高校卒	1級3号俸 (138,800円)	1級3号俸 (138,800円)	1級3号俸 (138,800円)	
職員1人当たりの給料	平均給料月額	329,600円	330,300円	296,600円	
	平均年齢	44歳5月	44歳9月	40歳8月	

一般的に、各地方公共団体の平均給料月額を、職員の学歴別・経験年数別構成が国と同一であると仮定して算出し、その数値を国の平均給料月額を100として算出した指数

調整結果報告第 3 9 号

上水道事業の取扱い（協定項目 25-24）について

上水道事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 24	協定項目の名称	上水道事業の取扱い
調整方針	<p>(1) 現在各構成市町で行っている上水道事業，簡易水道事業については，<u>すべて石巻地方広域水道企業団で共同処理することとし，加入手続等については，関係市町との協議を踏まえ合併時までに調整する。</u></p> <p>(2) <u>料金については，合併時までに調整する。</u></p>		

項 目		現			
		石 巻 市 (石巻地方広域 水道企業団)	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
1 水道事業等 について	(1) 名称	石巻地方広域水道企業団水道事業 (公営企業会計) 構成市町；石巻市，矢本町，鳴瀬町	河北町 水道事業 (公営企業会計)	雄勝町簡易水道事業 (3地区) (特別会計)	河南町水道事業 (公営企業会計)
	(2) 組織				
	事務所等	・石巻地方広域水道企業団事務所 ・西部地区管理事務所	・河北町水道課	・雄勝町建設課	・河南町水道事業所
	議会等	定数：15人 内訳 石巻市 10人 矢本町 3人 鳴瀬町 2人 関係市町の議会の議長をもって充て，他の議員はそれぞれの議会において，その議員のうちから選挙する	【該当なし】	【該当なし】	【該当なし】
執行機関・職員等	企業長 参与（石巻市：助役 関係町：町長） 一事務局長一事務局次長 ・総務課 10人 ・経営企画課 10人 ・営業課 15人 ・給水装置課 10人 ・建設課 9人 ・施設管理課 12人 ・浄水課 55人 (3浄水場) ・西部地区 管理事務所 7人 ・工事検査監 2人 ・議会事務局 3人 ・監査委員事務局 3人 (議会事務局兼務) 職員数 135人 (平成15年4月現在)	町長 - 水道課長 - 課長補佐 - 管理係 1人 - 工務係 1人 - 庶務係 2人 職員数 6人 (平成15年4月現在) 管理者は置いていない。	町長 - 課長 - 参事(管理及び建設係) 1人 - 管理・建設係 1人 - 作業員 1人 職員数 3人 (水道係) (平成15年4月現在) ・建設課内に水道係がある。	町長 - 所長 - 次長 - 管理係 2人 - 施設係 4人 職員数 8人 (平成15年4月現在) 管理者は置いていない。	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	上水道分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>桃生町水道事業 (公営企業会計)</p>	<p>北上町簡易水道事業 (2地区) (特別会計)</p>	<p>牡鹿町簡易水道事業 (10地区) (特別会計)</p>	<p>現在各構成市町で行っている上水道事業，簡易水道事業については，すべて石巻地方広域水道企業団で共同処理することとし，<u>加入</u> <u>手続等</u>については，<u>関係市町との協議を踏まえ</u> <u>合併時まで</u>に調整する。</p> <p>第25回協議会（一部事務組合の取扱い）で報告済み。</p> <p>【具体的調整結果】 合併関係市町(石巻市)の脱退及び新たな「石巻市」の加入については，合併特例法第9条の2の規定を適用し，合併日前に現在の水道企業団を構成する市町並びに新たに加入する6町の議会の議決を得るものとする。 なお，合併に際しての水道企業団規約の変更については，構成市町の数の変更及び企業団議会の議員の数の変更とする。</p>
・桃生町建設水道課	・北上町建設課	・牡鹿町建設課	
【該当なし】	【該当なし】	【該当なし】	
<p>町長 - 課長 - 班長 - 係 3人 職員数 4人 (平成15年4月現在) 一人は建設管理班兼務</p> <p>管理者は置いていない。</p>	<p>町長 - 建設課長 - 補佐 - 上下水道係(3名) (平成15年4月現在)</p>	<p>町長 - 課長 - 補佐 - 管理班 1人 - 建設班 2人 職員数 5人 (平成15年4月現在)</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 24	協定項目の名称	上水道事業の取扱い
---------	---------	---------	-----------

項 目	現			
	石巻市 (石巻地方広域 水道企業団)	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
監査等	<p>【委員等】 監査委員定数：2人 ・企業長が企業団の議会の同意を得て選任 ・任期：4年</p> <p>【監査内容】 毎年10月頃実施，備品検査等を含め全般，日数は約1週間。</p>	<p>水道事業独自の監査委員はなし（町監査委員による監査のみ）</p> <p>【監査内容】 2年に1回10月頃、備品検査等を含め全般，日数は1日。</p>	<p>町監査委員による監査</p> <p>【監査内容】 毎月25日</p>	<p>同左</p> <p>【監査内容】 毎年1月頃実施，備品検査等を含め全般，日数は約4日間。</p>
附属機関等	<p>【企業団経営審議会】 (目的) 企業団水道事業の円滑な経営を図るため</p> <p>(委員数・任期等) 委員数 15人以内 任期 2年</p> <p>【情報公開審査会】 (目的) 不服申立てについて，公正かつ迅速に審査するため (委員数・任期等) 委員数 5人以内 任期 2年</p>	<p>【河北町水道事業審議会】 (目的) 町長の諮問に応じ水道事業に関する重要事項を調査審議する</p> <p>(委員数・任期等) 委員数 10人以内 任期 4年</p>		
主な水道施設	<p>【取水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿又取水場 <p>【浄水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・須江山浄水場 ・蛇田浄水場 ・大街道浄水場 <p>【配水場・中継ポンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・須江山配水場 ・鱒山配水場 ・湊配水場 ・流留配水場 ・佐須浜配水場 ・蛤浜配水場 ・小竹浜配水場 ・折浜配水場 ・桃浦配水場 ・月浦配水場 ・侍浜配水場 ・荻浜配水場 ・小積浜配水場 ・牧浜配水場 ・竹浜配水場 ・狐崎浜配水場 ・福貴浦配水場 ・仁斗田配水場 	<p>【取水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山崎取水塔 <p>【浄水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六本木浄水場 <p>【配水場・中継ポンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡山配水場 ・横川配水場 ・針岡浦ポンプ場 ・飯野ポンプ場 ・皿貝ポンプ場 ・新田ポンプ場 	<p>【取水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坊ヶ沢取水場 ・三本松取水場 ・名振小浜取水場 ・大浜取水場 ・大須取水場 ・立浜取水場 ・水浜取水場 ・波板取水場 <p>【浄水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坊ヶ沢浄水場 ・大須浄水場 ・立浜浄水場 ・水浜浄水場 ・波板浄水場 <p>【配水場・中継ポンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坊ヶ沢配水場 ・唐桑配水場 ・明神配水場 ・明神ポンプ場 ・名振小浜配水場 ・名振配水場 ・船越配水場 ・名振峠調整池 	<p>【取水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和瀨取水場 ・佳景山取水場 <p>【浄水場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山崎浄水場 ・佳景山浄水場 <p>【配水場・中継ポンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山崎配水場 ・関ノ入送水場 ・非常用自家発電機 ・関ノ入旧配水池 ・旭山ポンプ場 ・旭山配水池 ・旭山第2配水池 ・青木配水池 ・前山ポンプ場 ・前山第1配水池 ・前山第2配水池

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	上水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
同左 【監査内容】 毎年10月頃実施，備品検査等を含め全般，日数は約3日間。	同左 【監査内容】 毎月25日	同左 【監査内容】 年間監査計画に基づき、水道事業、備品検査等の監査を1月～2月に行う。日数は1日。	
	【北上町水道事業審議会】 (目的) 水道事業の円滑な運営と整備を図る (委員数・任期等) 委員数 7名以内 任期 2年		
【取水場】 ・神取取水場 【浄水場】 ・神取山浄水場 【配水場・中継ポンプ場】 ・神取山配水場 ・城内配水場 ・入沢配水場 ・万才山配水場 ・桃生養豚配水場	【取水場】 ・山崎取水塔 ・相川1号、2号取水井 【浄水場】 ・六本木浄水場 ・相川浄水場 【配水場・中継ポンプ場】 ・月迫配水池 ・相川配水池 ・大室配水池 ・小滝配水池 ・大指中継ポンプ場	【取水場】 ・ナメラ取水堰堤 ・鮎川取水場 ・藤斜山取水堰堤 ・十八成取水場 ・太田山取水堰堤 ・淀川取水井 ・光山後川取水場 ・谷川山沢取水堰堤 ・夏山沢取水堰堤 ・存入田取水堰堤 ・大沢山取水堰堤 ・大草山取水堰堤 ・釜ノ浜取水堰堤 【浄水場】 ・鮎川浄水場 ・新山浄水場 ・網地島浄水場 ・十八成浄水場 ・谷川浄水場 ・大谷川浄水場 ・鮫浦浄水場 ・泊浄水場 ・大原浄水場 ・寄磯浄水場 【配水場・中継ポンプ場】	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 24	協定項目の名称	上水道事業の取扱い
---------	---------	---------	-----------

項 目	現			
	石 巻 市 (石巻地方広域 水道企業団)	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
	<ul style="list-style-type: none"> ・大泊配水場 ・小松配水場 ・大塩配水場 ・小野配水場 ・野蒜配水場 ・宮戸配水場 		<ul style="list-style-type: none"> ・大浜峠中継ポンプ場 ・荒峠調整池 ・荒配水場 ・大須青木配水場 ・大須配水場 ・熊沢配水場 ・羽板配水場 ・桑浜配水場 ・立浜配水場 ・立浜寺配水場 ・大浜送水ポンプ場 ・小島特老前配水場 ・小島和田送水ポンプ場 ・小島送水ポンプ場 ・水浜配水場 ・波板配水場 	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会		分科会名	上水道分科会
況			調整の具体的内容	
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町		
		<ul style="list-style-type: none"> ・寄磯中継配水池 ・寄磯配水池 ・小湊配水池 ・小網倉配水池 ・京地中継ポンプ場 ・大原増圧ポンプ場 ・池の浜ポンプ場 ・長渡配水池 ・七ツ森配水池 ・網地配水池 ・清崎配水池 ・清崎送水ポンプ場 ・熊野送水ポンプ場 ・山鳥配水池 ・御番所送水ポンプ場 ・南送水ポンプ場 ・黒崎配水池 ・御番所配水池 		

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-24	協定項目の名称	上水道事業の取扱い
---------	-------	---------	-----------

項 目	現																																																																								
	石 巻 市 (石巻地方広域 水道企業団)	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町																																																																					
2 水道料金等 について	(1) 上水道 料 金	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系 口径別・段階別従量制 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05 ・基本料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系 用途別 水道料金=(基本料金+メーター使用料+超過水量)×1.05 ・基本料金,水量料金 	【該当なし】	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系 口径別・段階別従量制 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05 ・基本料金 																																																																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額(円)</th> <th>使用水量</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,230</td> <td>1m³~10m³</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,690</td> <td>11m³~</td> <td>240円/m³</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,950</td> <td colspan="2">・メーター使用料</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>2,460</td> <td>口径</td> <td>金額(円)</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>2,970</td> <td>13mm</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>5,940</td> <td>20mm</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>11,770</td> <td>25mm</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>20,680</td> <td>30mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>50,370</td> <td>40mm</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>200mm</td> <td>98,300</td> <td>50mm</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>75mm</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>100mm</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>	口径	金額(円)	使用水量	金額(円)	13mm	1,230	1m ³ ~10m ³	1,900	20mm	1,690	11m ³ ~	240円/m ³	25mm	1,950	・メーター使用料		30mm	2,460	口径	金額(円)	40mm	2,970	13mm	100	50mm	5,940	20mm	170	75mm	11,770	25mm	200	100mm	20,680	30mm	300	150mm	50,370	40mm	350	200mm	98,300	50mm	900			75mm	1,900			100mm	2,500	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>7,600</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>17,800</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>29,000</td> </tr> </tbody> </table>	口径	金額(円)	13mm	500	20mm	1,100	25mm	1,600	30mm	2,800	40mm	4,600	50mm	7,600	75mm	17,800	100mm	29,000
		口径	金額(円)	使用水量	金額(円)																																																																				
		13mm	1,230	1m ³ ~10m ³	1,900																																																																				
		20mm	1,690	11m ³ ~	240円/m ³																																																																				
		25mm	1,950	・メーター使用料																																																																					
		30mm	2,460	口径	金額(円)																																																																				
		40mm	2,970	13mm	100																																																																				
		50mm	5,940	20mm	170																																																																				
		75mm	11,770	25mm	200																																																																				
		100mm	20,680	30mm	300																																																																				
		150mm	50,370	40mm	350																																																																				
		200mm	98,300	50mm	900																																																																				
				75mm	1,900																																																																				
				100mm	2,500																																																																				
		口径	金額(円)																																																																						
		13mm	500																																																																						
		20mm	1,100																																																																						
		25mm	1,600																																																																						
		30mm	2,800																																																																						
40mm	4,600																																																																								
50mm	7,600																																																																								
75mm	17,800																																																																								
100mm	29,000																																																																								
		<ul style="list-style-type: none"> ・水量料金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径(13mm~20mm)</th> <th>金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11m³~20m³</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>21m³~50m³</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>51m³~</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table>	口径(13mm~20mm)	金額(円/m ³)	11m ³ ~20m ³	215	21m ³ ~50m ³	230	51m ³ ~	265	<ul style="list-style-type: none"> ・水量料金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用水量</th> <th>金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m³~10m³</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>11m³~20m³</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>21m³~30m³</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>31m³~40m³</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>41m³~</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>	使用水量	金額(円/m ³)	1m ³ ~10m ³	160	11m ³ ~20m ³	185	21m ³ ~30m ³	210	31m ³ ~40m ³	235	41m ³ ~	260																																																		
口径(13mm~20mm)	金額(円/m ³)																																																																								
11m ³ ~20m ³	215																																																																								
21m ³ ~50m ³	230																																																																								
51m ³ ~	265																																																																								
使用水量	金額(円/m ³)																																																																								
1m ³ ~10m ³	160																																																																								
11m ³ ~20m ³	185																																																																								
21m ³ ~30m ³	210																																																																								
31m ³ ~40m ³	235																																																																								
41m ³ ~	260																																																																								
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他水道料金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径(25mm~)</th> <th>金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m³~50m³</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>51m³~200m³</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>201m³~500m³</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>501m³~</td> <td>275</td> </tr> </tbody> </table>	口径(25mm~)	金額(円/m ³)	1m ³ ~50m ³	250	51m ³ ~200m ³	265	201m ³ ~500m ³	270	501m ³ ~	275	<ul style="list-style-type: none"> ・その他水道料金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用水量</th> <th>金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m³~10m³</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>11m³~20m³</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>21m³~30m³</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>31m³~40m³</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>41m³~</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>	使用水量	金額(円/m ³)	1m ³ ~10m ³	160	11m ³ ~20m ³	185	21m ³ ~30m ³	210	31m ³ ~40m ³	235	41m ³ ~	260																																																
口径(25mm~)	金額(円/m ³)																																																																								
1m ³ ~50m ³	250																																																																								
51m ³ ~200m ³	265																																																																								
201m ³ ~500m ³	270																																																																								
501m ³ ~	275																																																																								
使用水量	金額(円/m ³)																																																																								
1m ³ ~10m ³	160																																																																								
11m ³ ~20m ³	185																																																																								
21m ³ ~30m ³	210																																																																								
31m ³ ~40m ³	235																																																																								
41m ³ ~	260																																																																								
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他水道料金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>臨時用水</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>	目的	金額(円/m ³)	公衆浴場用	92	臨時用水	330	<ul style="list-style-type: none"> ・その他水道料金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校プール用</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>臨時用水</td> <td>420</td> </tr> </tbody> </table>	目的	金額(円/m ³)	学校プール用	240	臨時用水	420																																																										
目的	金額(円/m ³)																																																																								
公衆浴場用	92																																																																								
臨時用水	330																																																																								
目的	金額(円/m ³)																																																																								
学校プール用	240																																																																								
臨時用水	420																																																																								

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	上水道分科会																														
況			調整の具体的内容																														
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町																															
<p>・料金体系 口径別・段階別従量制 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05</p> <p>・基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">口径</th> <th style="width: 85%;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>600</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>4,800</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>8,200</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>18,400</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>30,100</td></tr> </tbody> </table> <p>・水量料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用水量</th> <th style="width: 85%;">金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1m³~10m³</td><td>170</td></tr> <tr><td>11m³~100m³</td><td>190</td></tr> <tr><td>101m³~</td><td>230</td></tr> </tbody> </table> <p>・その他水道料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">目的</th> <th style="width: 85%;">金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>臨時用水</td><td>420</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額(円)	13mm	600	20mm	1,100	25mm	1,800	30mm	2,400	40mm	4,800	50mm	8,200	75mm	18,400	100mm	30,100	使用水量	金額(円/m ³)	1m ³ ~10m ³	170	11m ³ ~100m ³	190	101m ³ ~	230	目的	金額(円/m ³)	臨時用水	420	【該当なし】	【該当なし】	<p><u>料金については、合併時まで調整する。</u></p> <p>具体的調整結果 水道企業団の料金に合併時に統一する。 なお、統一料金による徴収は、6月請求分からとする。</p>
口径	金額(円)																																
13mm	600																																
20mm	1,100																																
25mm	1,800																																
30mm	2,400																																
40mm	4,800																																
50mm	8,200																																
75mm	18,400																																
100mm	30,100																																
使用水量	金額(円/m ³)																																
1m ³ ~10m ³	170																																
11m ³ ~100m ³	190																																
101m ³ ~	230																																
目的	金額(円/m ³)																																
臨時用水	420																																

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-24	協定項目の名称	上水道事業の取扱い
---------	-------	---------	-----------

項目	現																																																											
	石巻市 (石巻地方広域 水道企業団)	河北町	雄勝町	河南町																																																								
2 水道料金等について	(2) 簡易水道料金 【該当なし】		<ul style="list-style-type: none"> 料金体系 用途別 水道料金=(基本料金+メーター使用料+超過料金)×1.05 基本料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用 ~7m³</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>営業工場用 ~10m³</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>公共用 ~20m³</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>臨時用 ~10m³</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 超過料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途・使用水量</th> <th>金額(円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家庭用</td> <td>8m³~30m³</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>31m³~50m³</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>51m³~</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工場営業</td> <td>11m³~30m³</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>31m³~50m³</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>51m³~</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公共用</td> <td>21m³~30m³</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>31m³~50m³</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>51m³~</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時用</td> <td>11m³~30m³</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>31m³~50m³</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>51m³~</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> メーター使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,150</td> </tr> </tbody> </table>	用途	金額(円)	家庭用 ~7m ³	1,400	営業工場用 ~10m ³	2,300	公共用 ~20m ³	3,000	臨時用 ~10m ³	4,000	用途・使用水量	金額(円/m ³)	家庭用	8m ³ ~30m ³	190	31m ³ ~50m ³	220	51m ³ ~	240	工場営業	11m ³ ~30m ³	240	31m ³ ~50m ³	260	51m ³ ~	280	公共用	21m ³ ~30m ³	200	31m ³ ~50m ³	220	51m ³ ~	240	臨時用	11m ³ ~30m ³	410	31m ³ ~50m ³	440	51m ³ ~	480	口径	金額(円)	13mm	80	20mm	120	25mm	130	30mm	180	40mm	190	50mm	850	75mm	1,150	【該当なし】
用途	金額(円)																																																											
家庭用 ~7m ³	1,400																																																											
営業工場用 ~10m ³	2,300																																																											
公共用 ~20m ³	3,000																																																											
臨時用 ~10m ³	4,000																																																											
用途・使用水量	金額(円/m ³)																																																											
家庭用	8m ³ ~30m ³	190																																																										
	31m ³ ~50m ³	220																																																										
	51m ³ ~	240																																																										
工場営業	11m ³ ~30m ³	240																																																										
	31m ³ ~50m ³	260																																																										
	51m ³ ~	280																																																										
公共用	21m ³ ~30m ³	200																																																										
	31m ³ ~50m ³	220																																																										
	51m ³ ~	240																																																										
臨時用	11m ³ ~30m ³	410																																																										
	31m ³ ~50m ³	440																																																										
	51m ³ ~	480																																																										
口径	金額(円)																																																											
13mm	80																																																											
20mm	120																																																											
25mm	130																																																											
30mm	180																																																											
40mm	190																																																											
50mm	850																																																											
75mm	1,150																																																											

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	上水道分科会
-------	--------	------	--------

況				調整の具体的内容				
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町						
【該当なし】	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系 用途別 水道料金=(基本料金+メーター使用料+超過料金)×1.05 		<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系 用途別 水道料金=(基本料金+メーター使用料+超過料金)×1.05 		<p>料金については、合併時までに調整する。</p> <p>具体的調整結果 水道企業団の料金に合併時に統一する。 なお、統一料金による徴収は、6月請求分からとする。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 					
	用途	金額(円)	用途・口径	金額(円)				
	一般用 ～10m ³	1,800	13mm	1,500				
	臨時用 ～10m ³	2,400	20mm	1,700				
			25mm	2,000				
			30mm	2,500				
			40mm	3,000				
			50mm	4,000				
			75mm	5,000				
			臨時用	3,500				
	<ul style="list-style-type: none"> ・超過料金 		<ul style="list-style-type: none"> ・超過料金 					
	目的	金額 (円/m ³)	用途・口径	金額 (円/m ³)				
	一般用	180	13mm～20mm	180				
	臨時用	240	25mm～30mm	200				
		40mm～75mm	220					
		臨時用	350					
<ul style="list-style-type: none"> ・メーター使用料 		<ul style="list-style-type: none"> ・メーター使用料 						
口径	金額(円)	口径	金額(円)					
13mm	100	13mm	100					
20mm	150	20mm	200					
25mm	200	25mm	300					
30mm	300	30mm	500					
40mm	350	40mm	900					
50mm	900	50mm	1,500					
75mm	1,900	75mm	3,000					
100mm	2,500							

石巻地方広域水道企業団参与会議協議経過

石巻地方広域水道企業団参与会議 平成15年8月21日(木)開催

「水道企業団における市町合併の対応について」

企業団の構成について

6町の水道事業又は簡易水道事業が、企業団へ経営参加する事の取扱いについて

水道企業団の共同処理する事務について

水道企業団の名称について

それぞれの合併後においても、現在の1市2町を基調とした新2市体制で企業団を構成していくことを初め、新たな水道事業、簡易水道事業の企業団への経営参加については、石巻地域合併協議会の結論を受けて、改めて協議することを確認した。

石巻地方広域水道企業団参与会議 平成16年11月29日(月)開催

石巻地域合併協議会で新石巻市の合併の枠組みが決定し、11月24日宮城県に合併申請書を提出したことに基づき開催した。

上水道事業の取り扱いについては、6町で行っている上水道事業、簡易水道事業については、すべて石巻地方広域水道企業団で共同処理することとし、加入手続き等については、関係市町との協議を踏まえ合併時まで調整する。

料金については、合併時まで調整する。

以上の石巻地域合併協議会での協定項目の調整結果を受け協議された。

結論としては、新たに加わる6町を含めた新2市体制で、引き続き水道事業の共同処理を行い、スムーズな移行が行われるよう事前事務を合理的に行うことでの、基本的方向付けの決定をしていただいた。

水道料金の合併時での統一、6町施設整備費に係る矢本・鳴瀬両町での負担については継続協議。

石巻地方広域水道企業団参与会議 平成17年2月8日(火)開催

「市町合併に伴う諸課題への対応について」

懸案となっていた以下の二議題及び規約の改正について協議を行った。

石巻地方広域水道企業団規約改正について

- ・ 規約改正案については、基本的に合意された。
- ・ 議員構成については、石巻市11名、東松島市4名。
- ・ その他については、現行のままである。

水道料金の統一について

- ・ 「平成17年4月使用分」から現行の企業団料金に統一する。(6月調定分から)合併する6町分の現施設改良事業費の負担について
- ・ 結論を見出すことは出来なかった。理解はするが、合意形成には時間を要する。
- ・ 新市の市長が決まってから再協議することになった。

条例・規則等の整備状況について

条例・規則等の取扱い（協定項目 12）については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとしている。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し施行するもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの
- (3) 合併後、逐次制定し施行するもの

現在、条例・規則等の整備について、下記のとおり整備作業を進めているので報告する。

(1) 即時制定し、施行するもの

市長職務執行者の専決処分（地方自治法第 179 条第 1 項）により即時制定し、施行させる。

《専決処分の対象例規》

- 法定により必ず設置するもの若しくは設置が必要なもの又はこれに準ずるもので市政執行上空白期間の許されないもの
- 新市の組織及びその運営等に関するもの
- 市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの
- 公の施設等の設置に関するもの
- 合併協議会において協議済みのもの

(2) 一定の地域に暫定的に施行するもの

新市において、条例（規則）が制定施行されるまでの間、市長職務執行者が、従来その地域に施行されていた条例（規則）を新市の条例（規則）として当該地域に引き続き施行する（地方自治法施行令第 3 条）こととし、暫定施行する条例（規則）については、告示を行う。

《暫定施行の対象例規》

- 条例名は類似しているが、市町の制度に差異があり、新市設置日において統合が困難なため、統合案を決定し新市の議会に提案する予定のもの
- いずれか一方の市町のみ条例であり、新市において全市域に適用させるかの政策的判断を要するもの
- 新たに適用させるものはないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの

(3) 逐次制定し施行するもの
 《逐次制定する対象例規》
 新市長の政策判断にかかるもの

例規整備状況

平成 17 年 2 月 18 日現在

	条 例	規 則	その他	合 計	
1 市 6 町の例規数	1,010 本	1,002 本	1,066 本	3,078 本	H15.4.1 現在
整備中新市例規数	297 本	357 本	443 本	1,097 本	

区 分	即時施行	暫定施行	逐次施行	計
条 例	275 本	10 本	12 本	297 本
規 則	320 本	13 本	24 本	357 本
その他	413 本	5 本	25 本	443 本
計	1,008 本	28 本	61 本	1,097 本

今回の報告の件数は、今後の作業による精査により、統合や、施行区分の変更などに伴い増減する場合があります。

石巻市（新市）における過疎地域要件の適用について

1. 過疎法第2条第1項関係（通常要件：（1）、（2）両方満たす場合に該当）

（1）人口要件

該当しない（人口減少率：S40～H12で1%、S50～H12で4%）

（2）財政力要件

該当しない（H10～H12の3カ年平均で0.43）

よって、通常の過疎地域の要件には該当しない。

2. 過疎法第33条関係（廃置分合等市町村の場合の要件：（1）から（4）まですべて満たす場合に該当）

（1）人口要件

該当（S40～H12、S50～H12の両期間で人口減少）

（2）財政力要件

該当（廃置分合等前3カ年平均の財政力指数が0.45）
（0.42超0.71以下に該当）

（3）施設整備の状況等

該当（公共施設整備が十分でなく、住民福祉の向上が阻害されている旨を県が意見書で提出）

（4）規模の要件（以下のどちらかを満たす場合に該当）

- ・人口規模 該当しない（廃置分合等前の過疎地域町村の6.2倍）
- ・面積規模 該当（廃置分合等前の過疎地域町村1.8倍）

よって（1）～（4）のすべてを満たすため、過疎地域市町村とみなす。

ただし、財政力要件が0.45（0.42超0.71以下）のため、廃置分合等から5年間のみ過疎地域市町村とみなす。

5年間経過後は、廃置分合等前に過疎地域であった区域のみ過疎地域である。

3. 結論

石巻市（新市）については、平成17年4月から平成22年3月まで過疎地域市町村とみなすこととなる。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月までの時限立法のため、現行法の期間内は過疎地域と同様の取扱いとなる。

過疎地域市町村の廃置分合・境界変更と過疎法の適用関係

過疎地域市町村を含む廃置分合・境界変更による新たな市町村（廃置分合等市町村）

1. 過疎地域の要件の適用：法第2条第1項（、第32条）、施行令第1条～第4条

廃置分合等市町村が以下の要件に該当する場合には、過疎地域市町村となる。（法第2条）

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当すること（平成12年国勢調査の数値による。）

- ① S40年～H12年の人口減少率が30%以上
- ② S40年～H12年の人口減少率が25%以上、高齢者比率（65歳以上）24%以上
- ③ S40年～H12年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下
- ④ S50年～H12年の人口減少率が19%以上

* ただし、①②③の場合、S50年～H12年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(2) 財政力要件

平成10年度～平成12年度の3か年平均の財政力指数が0.42以下

かつ、公営競技収益が13億円以下であること。

非該当

該当

過疎地域市町村（廃置分合等市町村）

2. 過疎地域とみなす要件の適用：法第33条第1項、施行規則

廃置分合等市町村がIからIVまでをすべてみたす場合には、過疎地域とみなす。

I 人口要件

S40年～H12年の35年間の人口が減少しており、かつ、S50年～H12年の25年間の人口が減少していること。

II 財政力要件

廃置分合等前3か年平均の財政力指数が0.42以下

廃置分合等前3か年平均の財政力指数が0.42超0.71以下

III 廃置分合等市町村の交通通信、生活環境、高齢者等の保健・福祉、医療、教育、地域文化等に関する施設等の整備が十分でなく、住民福祉の向上が阻害されていること。

IV 規模の要件：以下のいずれかに該当すること

- ① 人口が廃置分合等前の過疎地域市町村の人口の3倍以下であること。
- ② 面積が廃置分合等前の過疎地域市町村の面積の2倍以下であること。

該当

該当

非該当

過疎地域市町村とみなす
(廃置分合等市町村)

廃置分合等から5年間
過疎地域市町村とみなす
(廃置分合等市町村)

市町村合併
(市町村の数の減少を伴う合併)
の場合

その他の
場合

5年間経過後

市町村合併（市町村の数の減少を伴う合併）の場合

その他の場合
↓
過疎法の措置なし

過疎法の措置なし

3. 市町村合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす：法第33条第2項

後期過疎地域自立促進計画関連スケジュール

平成17年

- 2月28日まで 都道府県計画提出（都道府県知事→3大臣）
市町村計画提出（市町村長→（都道府県→）3大臣）
関係省庁大臣への通知（3大臣→関係省庁大臣）
- 3月下旬 後期計画のとりまとめ

※ 合併により、上記スケジュールで後期計画を提出できない市町村にあつては、以下に示す期限内にとりまとめの上、速やかに提出。

- 4月下旬まで 市町村計画（3月までに市町村議会議決）提出
- 5月下旬 後期計画のとりまとめ（2回目）

- 7月下旬まで 市町村計画（6月までに市町村議会議決）提出
- 8月下旬 後期計画のとりまとめ（3回目）

- 11月下旬まで 市町村計画（10月までに市町村議会議決）提出
- 12月下旬 後期計画のとりまとめ（4回目）

※ 合併の影響による重複計上のないように留意。

過疎対策関係支援措置について

項 目 (過疎法上の規定等)	概 要
1 国庫補助率のかさ上げ (法第10、11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合に伴う小中学校の校舎、屋内運動場、教職員住宅 (1/2 → 5.5/10) ・ 保育所 (1/3～1/2 → 1/2～5.5/10) ・ 消防施設 (1/3 → 5.5/10)
2 過疎対策事業債の発行 (法第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域市町村が作成した自立促進計画に基づいて実施される各種の事業の財源として、過疎対策事業債を発行することができる。(償還期限は12年以内、充当率は原則として100%) ・ 過疎対策事業債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の基準財政需要額に参入する。(元利償還金の70%を参入)
3 資金の確保 (法第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策投資銀行、ふるさと財団等の融資において特別の配慮を加え、必要な資金が確保される。
4 都道府県代行制度 (法第14、15条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹道路(基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道)及び公共下水道(幹線管渠、終末処理場、ポンプ場)の整備を、市町村に代わって都道府県が自らの負担で行うことができる。
5 行政上の特別措置 (法第16～25条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の確保、高齢者の福祉の増進、交通の確保についての配慮、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮、教育の充実についての配慮、地域文化の振興等についての配慮、農地法等による処分についての配慮、国有林野の活用についての配慮が明記されている。
6 金融措置 (法第26～28条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け、中小企業に対する資金の貸付け、住宅金融公庫等からの資金の貸付けについて措置されている。
7 税制措置 (法第29～31条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用資産の買換えに係る課税の特例、減価償却の特例、地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置がある。
8 その他 (他の法令、予算措置等に基づくもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業の採択基準の緩和(一般農道整備事業、下水道事業等) ・ 過疎地域であることを国庫補助事業採択要件としているもの(過疎地域集落再編整備事業、中山間地域等直接支払交付金等)